

カリヨン市ヶ尾在宅サービスステーション 料金一覧表

平成28年10月1日 更新

(1単位あたり 11.12円)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費				
【介護保険サービス利用単位数と基本利用料／1月当たり】				
	訪問看護サービスを行わない場合(連携型の訪問看護事業所にて行う場合)		一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合(一体型)	
要介護1	5,658 単位	6,292 円	8,255 単位	9,180 円
要介護2	10,100 単位	11,232 円	12,897 単位	14,342 円
要介護3	16,769 単位	18,648 円	19,686 単位	21,891 円
要介護4	21,212 単位	23,588 円	24,268 単位	26,986 円
要介護5	25,654 単位	28,528 円	29,399 単位	32,692 円

※当事業所が連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合、別に訪問看護事業所で訪問看護費を算定

【減算】				
当サービスと併用して、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護を利用した場合は、利用日数分の単位数を当サービスの所定単位数から減算				
	訪問看護サービスを行わない場合(連携型の訪問看護事業所にて行う場合)		一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合(一体型)	
要介護1	62 単位	69 円	91 単位	102 円
要介護2	111 単位	124 円	141 単位	157 円
要介護3	184 単位	205 円	216 単位	241 円
要介護4	233 単位	259 円	266 単位	296 円
要介護5	281 単位	313 円	322 単位	358 円
当サービスと併用して、短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は、1日分相当額の利用日数分の単位数を日割り計算				
	訪問看護サービスを行わない場合(連携型の訪問看護事業所にて行う場合)		一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合(一体型)	
要介護1	186 単位	207 円	272 単位	303 円
要介護2	332 単位	370 円	424 単位	472 円
要介護3	552 単位	614 円	648 単位	721 円
要介護4	698 単位	777 円	798 単位	888 円
要介護5	844 単位	939 円	967 単位	1,076 円

【加算】					
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間。30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再び再開した場合。		30	単位／日	34 円
退院時共同指導加算	退院(所)に当たり、当事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院(所)後に初回の訪問看護サービスを行った場合。		600	単位／回	668 円
総合マネジメント体制強化加算※	(要件)利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師等、介護職員その他関係者が共同し、計画の見直しを行なう。地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、当事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行なう。		1,000	単位／月	1,112 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ※	(要件)全ての従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施。利用者情報・留意事項の伝達・従業者の技術指導を目的に定期的に会議。全ての従業者に定期的に健康診断等を実施。訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士が40%以上又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者が60%以上。		640	単位／月	712 円
緊急時訪問看護加算※	ご利用者の同意を得て、計画的訪問に緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合。(訪問看護サービスを行う場合)にのみ加算。		290	単位／月	323 円
特別管理加算(Ⅰ)※	訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とするご利用者に、	(要件)在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態。	500	単位／月	556 円
特別管理加算(Ⅱ)※	訪問看護サービス実施の計画的管理を行った場合。	(要件)在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理を受けている状態。人工肛門・人工膀胱設置の状態、真皮を越える褥瘡の状態、週三回以上の点滴注射の必要な状態等。	250	単位／月	278 円
ターミナルケア加算※	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上(死亡日及び死亡日前14日以内に訪問看護を行っている場合1日)ターミナルケアを行った場合。(ターミナルケア実施後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)		2,000	単位／死亡月	2,224 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※	所定単位数の8.6%を加算。所定単位数は、基本報酬・サービス提供体制強化加算により算定した単位数の合計。		～ 約 3,000 円		

※は、区分支給限度基準額の算定対象外

【自費】	
介護保険給付対象外のサービス	
永眠時のケア	15,000円
支給限度額を超えた場合	10割負担
【交通費】	
通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合	
自動車を使用した場合(移動時間が30分を超え、かつ事業所からの距離が15kmを超える場合)	300円
公共交通機関を使用した場合	通常の事業の実施地域を超えてからの料金を実費負担

社会福祉法人 中川徳生会
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
カリヨン市ヶ尾在宅サービスステーション

カリヨン市ヶ尾在宅サービスステーション 料金一覧表(2割負担)

平成28年10月1日 更新

(1単位あたり 11.12円)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費				
【介護保険サービス利用単位数と基本利用料／1月当たり】				
	訪問看護サービスを行わない場合(連携型の訪問看護事業所にて行う場合)		一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合(一体型)	
要介護1	5,658 単位	12,584 円	8,255 単位	18,359 円
要介護2	10,100 単位	22,463 円	12,897 単位	28,683 円
要介護3	16,769 単位	37,295 円	19,686 単位	43,782 円
要介護4	21,212 単位	47,176 円	24,268 単位	53,972 円
要介護5	25,654 単位	57,055 円	29,399 単位	65,384 円

※当事業所が連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合、別に訪問看護事業所で訪問看護費を算定

【減算】				
当サービスと併用して、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護を利用した場合は、利用日数分の単位数を当サービスの所定単位数から減算				
	訪問看護サービスを行わない場合(連携型の訪問看護事業所にて行う場合)		一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合(一体型)	
要介護1	62 単位	138 円	91 単位	203 円
要介護2	111 単位	247 円	141 単位	314 円
要介護3	184 単位	410 円	216 単位	481 円
要介護4	233 単位	518 円	266 単位	592 円
要介護5	281 単位	625 円	322 単位	716 円
当サービスと併用して、短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は、1日分相当額の利用日数分の単位数を日割り計算				
	訪問看護サービスを行わない場合(連携型の訪問看護事業所にて行う場合)		一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合(一体型)	
要介護1	186 単位	414 円	272 単位	605 円
要介護2	332 単位	739 円	424 単位	943 円
要介護3	552 単位	1,228 円	648 単位	1,441 円
要介護4	698 単位	1,553 円	798 単位	1,775 円
要介護5	844 単位	1,877 円	967 単位	2,151 円

【加算】

初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間。30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再び再開した場合。	30	単位／日	67 円
退院時共同指導加算	退院(所)に当たり、当事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院(所)後に初回の訪問看護サービスを行った場合。	600	単位／回	1,335 円
総合マネジメント体制強化加算※	(要件)利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師等、介護職員その他関係者が共同し、計画の見直しを行なう。地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、当事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行なう。	1,000	単位／月	2,224 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ※	(要件)全ての従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施。利用者情報・留意事項の伝達・従業者の技術指導を目的に定期的に会議。全ての従業者に定期的に健康診断等を実施。訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士が40%以上又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者が60%以上。	640	単位／月	1,424 円
緊急時訪問看護加算※	ご利用者の同意を得て、計画的訪問に緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合。(訪問看護サービスを行う場合)にのみ加算。	290	単位／月	645 円
特別管理加算(Ⅰ)※	訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とするご利用者に、 (要件)在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態。	500	単位／月	1,112 円
特別管理加算(Ⅱ)※	訪問看護サービス実施の計画的管理を行った場合。 (要件)在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理を受けている状態。人工肛門・人工膀胱設置の状態、真皮を越える褥瘡の状態、週三回以上の点滴注射の必要な状態等。	250	単位／月	556 円
ターミナルケア加算※	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上(死亡日及び死亡日前14日以内に訪問看護を行っている場合1日)ターミナルケアを行った場合。(ターミナルケア実施後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)	2,000	単位／死亡月	4,448 円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※	所定単位数の8.6%を加算。所定単位数は、基本報酬・サービス提供体制強化加算により算定した単位数の合計。	～ 約 6,000 円		

※は、区分支給限度基準額の算定対象外

【自費】

介護保険給付対象外のサービス

永眠時のケア	15,000円
支給限度額を超えた場合	10割負担
【交通費】	
通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合	
自動車を使用した場合 (移動時間が30分を超え、かつ事業所からの距離が15kmを超える場合)	300円
公共交通機関を使用した場合	通常の事業の実施地域を超えてからの料金を実費負担

社会福祉法人 中川徳生会
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
カリヨン市ヶ尾在宅サービスステーション